

松企第103-3号

令和4年3月15日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 田中 宏和 様

河内地域協議会

議長 鳥井 一雄 様

南河内地区協議会

議長 畠山 利次 様

松原市長 澤井 宏文



2022（令和4）年度自治体政策・制度予算要請について（回答）

令和3年10月5日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答します。

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策【7項目】

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

(回答) 市民生活部

就職氷河期世代をはじめとした就労困難者等の支援に向け、大阪府やハローワーク等をはじめとしたさまざまな機関と情報共有や検証を行い、引き続き、松原市雇用就労支援センターにて、就労につながるよう、就労希望者のスキルアップを図る職業訓練等の情報や求人情報を提供してまいります。

<継続>

②地域就労支援事業の強化について

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化させること。

(回答) 市民生活部

庁内に松原市雇用就労支援センターを設置し、就労困難者等に対し求人情報やスキルアップのための職業訓練等の各種情報提供しております。また、地域就労ネットワーク関連事業として、大阪府やハローワーク、商工会議所等と連携し、合同企業面接会や中小企業労働環境塾を開催してまいりました。今後もさまざまな機関との情報共有を深め、地域就労支援事業の強化に努めてまいります。

<継続>

③障がい者雇用の支援強化について

本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。また、製造業など業務内容により、

障がい者を雇用し難い中小企業も多くある。奨励金として支援を実施している市町村もあるが、安心・安全な職場環境・受入準備のためのさらなる支援を実施すること。

(回答) 福祉部

障害者雇用については、就労支援事業所等から一般就労への移行者数は国の基本指針に沿って計画を策定し、就業・生活支援センターやハローワーク等との連携のもと、当事者に寄り添った支援をおこない、障害者雇用のより一層の促進を目指しております。

事業所への支援については、国・府の動向を注視して検討を進めてまいります。

<継続>

(2) 男女共同参画社会の推進に向けて

2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市町村庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、市民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

(回答) 市民協働部

おおさか男女共同参画プランの各種施策の情報発信につきましては、他市の状況を踏まえながら、検討してまいります。

(3) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

① 「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあり、支援体制を充実・強化すること。

(回答) 市民生活部

大阪府及び近隣3市と共同し、中小企業労働環境向上塾にて働き方改革関連法のセミナーを行い企業への同一労働同一賃金とパワハラ防止義務の周知拡充に努めてまいりました。引き続き、中小企業が法令順守するよう啓発や支援体制の強化に努めてまいります。

<新規>

② 事業場のメンタルヘルス対策について

厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従って「心の健康づくり計画」の策定が義務付けられていることから、企業に対してのメンタルヘルス対策を推進、啓発していくこと。また、各市町村においてもメンタルヘルス対策を推進していくこと。

(回答) 市長公室・市民生活部

企業に対するメンタルヘルス対策の推進につきましては、メンタルヘルスに関するガイドブックを市役所内にて配架し、事業者へ啓発及び周知を図っております。引き続き、啓発や周知の強化に努めてまいります。

また、本市では、法定のストレスチェックに加え、事業所の内外において臨床心理士とのカウンセリングが行える環境を整備するとともに、復職支援休暇を創設する等、職員が健やかに職務に従事できるようメンタルヘルス対策に取り組んでおります。

<継続>

③外国人労働者が安心して働くための環境整備について

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施するNPO・NGOなどと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

(回答) 市民協働部・市民生活部

外国籍住民の生活支援及びコミュニケーション支援として、やさしい日本語のほか多言語での通訳・翻訳を行う「一元的相談窓口」を開設しております。また、学習者の希望に沿った日本語学習の場を提供しております。

また、本市において、外国人労働者を含む全ての労働者が安心して働くための環境整備を図るため、市内の社会保険労務士と業務委託契約を締結し、市民向けの労働相談を実施しております。より一層有効に活用されるよう情報発信に努め、企業人権協議会においても情報共有を図ってまいります。

<継続>

(4) 治療と職業生活の両立に向けて

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者への配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く市民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

(回答) 市民生活部

労働者が新型コロナウイルス感染症の影響によって不当な取扱いがなされないよう市内事業者へ啓発するとともに、もしそのような取扱いがあった場合は、労働相談や労働基準監督署などの関係相談機関と連携し、基礎疾患を抱えた労働者を含めて、安心して働くこ

とのできる労働環境整備に取り組みます。また、テレワークなどを用いた非接触での新たな働き方についても、国や府の動向も注視し支援策を検討してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策【8項目】

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとともに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

(回答) 市民生活部

さまざまなものづくりの現場で指導ができる人材の派遣など、中小企業者のニーズに合致した施策を実施することは非常に有効性の高いものであると認識しており、MOBIO や経営指導員を擁する商工会議所等の関係機関と連携し、「改善インストラクター養成スクール」についても情報共有を図り、ものづくり産業を支援してまいります。

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中高生からものづくりに関心が持てるような機会を与えるとともに、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

(回答) 市民生活部

商工会議所等を含めた各関係機関と連携し、中小企業で働く技能五輪全国大会を目指す若者を後押しするためにも、職業能力開発施策に関する情報提供等に努めてまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

(回答) 市民生活部

融資制度としましては、大阪府の中小企業融資制度による大阪府市町村連携型中小企業融資のあっ旋を行うとともに、融資に係る信用保証料及び利子の一部を補給することによ

り、小規模事業者の経営の安定を図っております。また、いわゆるセーフティネット保証制度（民間の信用保証付き融資制度）に必要な認定書の発行を通じて市内事業者の融資の支援を行っております。更なる支援策につきましては、国・府等の動向を注視しつつ、関係機関と連携を図ってまいります。

<継続>

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

（回答）市民生活部

BCPの策定を検討されている企業に無料での専門家派遣や策定済みのBCPのブラッシュアップ支援を実施している大阪府等と連携しながら、企業への支援を図ってまいります。また、松原商工会議所と共同での作成を予定している「事業継続力強化支援計画」をもとに、小規模事業者の事業継続力強化の取り組みを松原商工会議所と連携して支援してまいります。

<継続>

(2)取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

（回答）市民生活部

財）全国中小企業取引振興協会では、平成20年4月より「下請けかけこみ寺」事業として企業間取引に関する相談窓口を設置しております。本市と致しましても、下請二法等に基づく公正な取引の推進に努めるほか、松原商工会議所とも連携し、相談体制の充実及び相談窓口のより一層の有効活用のための情報提供を図ってまいります。

<継続>

(3)公契約条例の制定について【総合評価制度導入市町村】

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービス

を受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

(該当なし)

<継続>

(4) 地域活性化に向けたふるさと納税の活用について

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、使途の分野については、各市町村の地域活性化に資する運用となるよう適切な制度活用を促進すること。

(回答) 市長公室

本市の特産品のPRに繋げるとともに、地域活性化に向けさまざまな政策を実現するため、市がふるさと納税制度を活用して財務を強化することは、非常に重要であると考えております。今後につきましても、より多くの方々に松原市を応援していただくため、新たな事業者開拓やPR手法について検討を重ね、寄附者の意思に基づいた使途に活用することにより、地域活性化に資するよう運用してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策【14項目】

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画2021」の推進へ向け広く市民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

(回答) 健康部

介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供できる体制整備をすすめるとともに、地域ケア推進会議等において、地域の課題解決に向けた協議を行うなど、住民を含め地域で活動する様々な担い手との協働による体制整備の推進に取り組んでおります。また、地域包括ケアの整備推進に対しては、必要な支援が講じられるよう大阪府に要望するとともに、「大阪府高齢者計画2021」の推進に向けても、介護保険事業計画に基づき、市民への周知を図ってまいります。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA世代におけるがん検診の

積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け市町村としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うこと。

(回答) 健康部

市民の特定健診では肺がん、大腸がん検診を同時に受診できるようにするほか、乳がん、子宮がん検診につきましても、本市では、5つのがん検診を一日で受診できる女性特有のがん検診「レディースドック」を充実させていくなどの取り組みをすすめております。

また、令和4年度におきましては、肺がん検診について、市内の医療機関でも受診できるよう個別方式を導入することに加え、妊婦歯科検診につきましても、近くの歯科医院で受診できる個別方式に変更し、さらなる受診率向上を図るとともに、出産後の母子の歯科保健の向上につなげてまいります。

さらに、高齢者の健康寿命の延伸を図ることを目的として、国民健康保険の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施してまいります。

加えて、「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業 おおさか健活マイレージスマイル」については、チラシやポスターなどで広く周知するとともに、ホームページ等SNSを活用しながら一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、自らが積極的に取り組める環境づくりへの支援を行ってまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

(回答) 健康部

市内の医療機関における医師の確保を目的とした市内の臨床研修指定病院に勤務する研修医を支援する補助金及び就業継続・離職防止につなげるため、救急告示病院に対する看護師等の住宅借り上げ支援に係る補助金を交付し、安全・安心な医療体制の維持につとめております。

<継続>

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

(回答) 健康部

大阪府では令和2年3月に策定した大阪府医師確保計画において、産婦人科、小児科、救急科領域の医師の確保に向けた取組が強化されているところです。本市におきましても引き続き大阪府や市医師会と連携を図りながら、効果的な医療提供体制の構築に努めてまいります。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、介護職場における労働環境の改善へ向け見守りシステムなどのIT導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

(回答) 健康部

大阪府・大阪福祉人材支援センター・市町村にて南河内地域介護人材確保連絡会議を開催し、南河内ブロックにおける人材確保のため、チラシ「介護のお仕事はじめませんか」を作成・配布し、多くの人に福祉・介護の仕事に対し興味、関心を持っていただくよう普及啓発に努めております。

「介護職員処遇改善加算」「介護職員特定処遇改善加算」につきましては、関係部局と連携しながら、適正な算定の指導を実施するとともに、国の責任において介護処遇改善交付金、労働環境の改善に対する補助金など、抜本的な解決策を講じられるよう、国・府に要望してまいります。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

(回答) 健康部

松原市では国道309号を境に地域包括支援センターを高齢者の総合相談窓口として2カ所設置しております。高齢者の相談件数が増加する中、地域包括ケアシステムを有機的に機能させる中核機関として、地域包括支援センターの充実を図るとともに、各関係機関との連携に努めております。ヤングケアラーについては、関係機関と連携に努めてまいります。

また、介護者支援についても地域包括支援センターの重要な役割と認識しており、今後も地域住民への周知・広報に取り組んでまいります。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めること。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

(回答) 福祉部

本市の公立施設で初となる幼保連携型認定こども園である「わかばこども園」を令和3年4月に開園し、幼児教育・保育環境の充実を図り、今後も待機児童ゼロの継続に努めてまいります。また、在宅子育て世帯への支援につきましても、市内9カ所の子育て支援センターの設置や子育て支援センターの利用に応じてポイントを押印するなど在宅子育て世帯への支援の充実を図ることで、子育ての不安感、負担感の軽減に努め、待機児童の解消につなげてまいります。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準

の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。

(回答) 福祉部

本市では、住宅借り上げ支援事業及び保育補助者雇上強化事業を実施し、保育士が働きやすい環境整備を進めております。

今後とも、保育の質及び保育士の確保に取り組んでまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

(回答) 福祉部

さらなる子どもの健全な育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、医療機関と委託契約により、病後児保育を実施していることに加え、令和4年度におきましては、病児保育事業にも取り組んでまいります。

また、幼稚園、保育所での延長保育の実施や休日保育、一時保育などを実施するなど、今後もより市民ニーズに沿った子育て支援事業の充実にむけて取り組んでまいります。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

(回答) 福祉部

指導・監査等については、毎年立入調査を行い、運営等の適正化を図っております。また、今後も子どもの育ちと安全を保障するため取り組んでまいります。

<継続>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け市（町村）における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

（回答）福祉部

生活困窮者自立支援制度の「子どもの学習・生活支援事業」を実施しております。また地域で行われている「子ども食堂」「ちいき食堂」「子どもサロン会」等の事業を支援しております。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、市民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

（回答）福祉部

本市では、毎年11月の児童虐待防止推進月間などにオレンジリボン運動や相談先を周知する啓発活動を実施しております。令和3年度につきましては、児童相談所全国共通ダイヤル「189」を掲載した啓発物品（除菌ノンアルコールウェットティッシュ）を、子育て支援センターや子育て支援課窓口などでも配布し、相談先の周知啓発を行っております。

また、令和3年度より子育て世代包括支援センターのさらなる推進のために、担当部署を福祉部に一元化することにより体制を強化し、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく行い、児童虐待防止にも寄与しております。今後につきましても、児童虐待防止などの子育て支援を推進し、関係機関との連携も図り、児童虐待の防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

<新規>

⑦児童虐待の早期発見と児童の保護について

児童虐待とDV(ドメスティックバイオレンス)の問題は密接にかかわっていると考える。コロナ禍でDV問題がより深刻化されている中、市町村において、より充実した相談体制の確立とDVを担当する部署と児童虐待を担当する部署の密接な協力・情報の共有を行うこと。また、「子育て短期支援事業」において、市町村が児童を里親等に直接委託し、必要な保護を行うことができるようになっている。現在、児童保護施設がひっ迫状態にある中、その他の受け皿である里親数も足りていない状況である。市町村は児童相談所に依存することなく、受け皿確保のための必要な取り組みを早期に実施すること。

(回答) 福祉部・市民協働部

本市では、コロナ禍において、子どもがいる家庭を対象にお弁当の宅食サービスなどを実施するNPO法人などの活動を援助し、連携することにより、見守り体制の強化を図り、子育て世帯と地域のNPO法人などと繋がりを作り、身近な相談先として活用してもらうと共に、DVなどを含めた支援が必要な家庭の発見に努め、支援が必要な家庭については、担当部署間で連携し、適切な支援を実施しております。

また、本市では、「子育て短期支援事業」で利用できる施設について、令和3年度より1ヶ所追加し、7カ所の施設を確保しております。今後につきましても、必要に応じて、受け皿確保に努めます。

さらに、令和4年度におきましては、本市においてDV被害者が身近な市町村でワンストップ対応で相談できる「配偶者暴力相談支援センター」を設置することで、さらなる支援を行ってまいります。

<継続>

⑧小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

(回答) 健康部

松原市小児休日急病診療事業として、松原徳洲会病院での小児科診療を財政支援することにより、土・日・祝日及び年末年始における小児科の急病医療体制を確保しているほか、松原市・羽曳野市・藤井寺市の広域連携体制のもと、南河内北部広域小児科急病診療事業として、休日等の夜間に救急診療を実施しております。

<新規>

(6)自殺念慮者に対する相談体制の強化について

新型コロナウイルス感染症が広がったこの一年半で自殺者が増加している。また、失業率と自殺者数は相関関係にあるとされ、コロナ禍の終息が見えない現状においては、さらに増加が懸念される。相談員の増員や研修制度の充実に加え、SNSなどによる相談しやすい体制を早期に確立し、自殺者撲滅に向けた相談体制を強化すること。また、相談者が抱

える個々の事情により沿った支援を行うために、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

(回答) 市民協働部

松原市セーフコミュニティ自殺予防対策委員会では、自殺予防啓発ポスターを作成し、市内公共施設および地域での相談先の周知をおこなっております。

また、「こころの健康促進講座」を実施し、SOSの出し方やセルフコントロール法の活用を促していくのと同時に、「ゲートキーパー養成講座」や「傾聴ボランティア養成講座」を実施し、地域での見守り活動の強化を図っております。

今後も適切な支援につなげていけるよう地域団体との連携を図ってまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策【7項目】

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と充実について (★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を早期に配置すること。

(回答) 学校教育部

勤務時間管理について、本市では、令和2年4月1日「松原市小中学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針」を定め、上限時間の原則を定めるとともに、校務パソコンのログを用いて客観的な勤務時間管理に努めております。

また、事前任用については、令和3年度小学校において実施し講師確保に有効であったので、中学校に広げるよう府に要望してまいります。

子どもの虐待や自死などの課題が深刻化している状況については、憂慮すべき事態であると認識しております。現在それら深刻な状況に対応するため、小学校中学校における教育相談体制の充実について、取り組んでおるところです。

具体的には、市内すべての15小学校7中学校にはスクールカウンセラーを派遣しております。また、中学校区に一人、スクールソーシャルワーカーについても派遣をしているところ です。

近年、スクールソーシャルワーカーへの相談件数が増加していることから、令和4年度におきましては、スクールソーシャルワーカーの派遣日数を拡充いたします。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を

検討するなど、新たに市町村独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

(回答) 学校教育部

給付型奨学金制度につきましては、国が令和2年度から新制度として授業料減免制度を創設し、給付型奨学金の支給と授業料・入学金の免除または減額を同時に受けることができるよう充実を図ったところです。

なお、本市の奨学金（入学準備資金）につきましては、返済困難な方に対しては、随時相談の上、返済猶予措置や分割返還など、個別に対応しております。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことから、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

(回答) 市民協働部

昨年度よりモニタリング調査を実施しており、掲示板やSNS等のインターネット上における悪質な差別発言については、見つけ次第、削除要請をしております。

また、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」及び「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）」の施行に伴い、啓発ポスターの設置やチラシ・啓発冊子の配布、市民を対象にしたセミナーの開催等、差別的言動の解消に向けた取り組みを実施しております。

今後も引き続き、地域の実情に応じた啓発や施策を実施に努めてまいります。

<継続>

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて【パートナーシップ条例未設置】

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、各市町村においても条例設置をめざすこと。

(回答) 市民協働部

セクシュアルマイノリティに対する理解を深め、社会の実現に向けて、市民を対象にし

たセミナーや職員向けの「性の多様性に関するガイドブック」を令和3年度に策定し、議論を進めているところです。パートナーシップ宣誓制度につきましては、現在、大阪府の制度を準用していきたいと考えております。今後におきましては、他市の状況を把握しながら、調査してまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

(回答) 市民協働部

就職差別につながる採用選考の問題につきましては、6月の「就職差別撤廃月間」に、街頭での啓発ティッシュの配布等、啓発活動に努めております。

部落差別解消法の市民に対する周知につきましては、部落差別を身近な問題として認識し、理解を深められるよう、5回連続の人権市民セミナーや市政出前講座の実施、啓発グッズの配布、市役所や公共施設における啓発ポスターの掲示など、部落差別の解消に向けた取り組みに努めております。

今後におきましても、引き続き、市民に対する周知とともに、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講ずるよう努めてまいります。

<新規>

(4)財政状況の健全化について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、各市町村の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力に求めること。

(回答) 総務部

地方創生臨時交付金などの財源を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や市民生活への支援、市内経済の活性化など、感染症の影響が最小限となるようスピード感をもって迅速に対応してまいりました。また、土地区画整理事業や企業誘致の促進など、新たな財源確保に取り組んできたことで、健全財政を維持するとともに、広報等において、決算状況を家計簿に置き換えて表現するなど、わかりやすく財政状況の周知を図ってまいりました。

今後も少子高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増加に加え、公共施設の維持更新経費の増加が見込まれる厳しい財政状況が予想されることから、引き続き行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営に努めてまいります。

また、大阪府に対しましては、新型コロナウイルス感染症への対応やデジタル化の推進

など、継続した取り組みが必要となることから、地方創生臨時交付金等による支援の継続に加え、景気減速等に伴う地方消費税交付金の減収に対する補てん措置の制度化など、国に対する働きかけを、引き続き求めてまいります。

<新規>

(5) 行政におけるデジタル化の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、参集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

(回答) 市長公室

令和3年度より住民票、印鑑登録証明書や各種税証明書等の申請をオンライン化するとともにコンビニ交付サービスの利用開始により手続きの効率化を図ってまいりました。令和4年度につきましても引き続き、オンライン化による効率化を進めすべての方が使いやすく手続き等が滞ることのないよう各所管で丁寧な対応を行ってまいります。

また、行政が主催する会議体についても、オンラインにて参加可能となる体制を整備しており、令和4年度におきましては更なる体制を拡充していきます。

<継続>

(6) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

(回答) 行政委員会

令和4年度に実施される選挙につきましても、令和3年度の選挙に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策における選挙人の分散及び安心安全な投票環境の整備を目的とした期日前投票所の設置に向けて、取り組みを進めてまいります。

また、従前からの市役所内の期日前投票所につきましても、投票者の投票環境の向上の観点から、引き続き午後9時まで投票時間延長を実施してまいります。

今後につきましても、更なる投票機会の創出や利便性の向上を図り、環境の整備に努めてまいります。

5. 環境・食料・消費者施策【6項目】

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」

を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

(回答) 市民生活部

市内の食品関連事業者に対しては、社会的責務を果たすように食品ロス削減に向けて各関係機関とも協力し推進していくとともに、農作物については、国の動向を踏まえ、関係団体と協力して、食品ロスの削減の推進に努めてまいります。

また、ごみ減量の観点から、食品ロス削減の取組につきまして、広報紙等やチラシ・のぼりによる周知啓発活動及び各関係機関等と連携し、社会福祉協議会が主催するフードドライブ活動の後援を行う等の取組を実施しております。引き続き、「食べきり」の促進を含め効果的な手法を調査研究し、環境整備を進めてまいります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

(回答) 市民生活部・福祉部

フードバンク活動においては、松原市では松原子どもの居場所づくりネットワークとして活動しており、生活困窮者等の相談が有れば、生活困窮者支援制度担当窓口（福祉総務課）と連携し、支援を行っております。（福祉部）

また、本市では、各関係機関と連携し、社会福祉協議会が主催するフードドライブ活動の後援を行っております。引き続き、各関係機関等と調整を図りつつ必要な支援を行い、食品ロス削減の取組を進めてまいります。（市民生活部）

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取組としては、市町村独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答) 市民生活部

一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレームに対しては、現在、本市消費生活センターにおいて毅然とした態度で対応しております。また、出前講座を通じて消費者教育を行っております。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

(回答) 市民生活部・市民協働部

本市において、特殊詐欺の未然防止のため、高齢者市民を対象に自動通話録音装置を無償で貸与しております。また、出前講座を通じて特殊詐欺の新たな手口を紹介し、特殊詐欺被害未然防止に努めております。

また、本市では警察や自治会等と協働で特殊詐欺被害を防ぐための啓発活動を行っております。自治会等を通じて回覧物や市の広報紙、ホームページ等に防犯対策の情報を掲載し、周知啓発に努めております。今後も、警察や関係機関と連携し、特殊詐欺被害を防ぐための啓発活動を推進してまいります。

<新規>

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。また、グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

(回答) 市民生活部

政府の「2050年カーボンニュートラル」の表明を受け、本市としましても、2050年の二酸化炭素実質排出量ゼロを目指して、「地球温暖化対策の推進に関する松原市実行計画」を

改定し、市内での再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギーのさらなる推進など、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでまいります。

また、地球温暖化防止及び脱炭素に係る市民向けの意識啓発活動を行うとともに、市内事業所における取組状況及び取組事例を収集し、市ホームページ等で紹介することで共有化を図ってまいります。

さらに、大阪府が実施する府民向け・府内事業所向けの啓発や共同購入等の取組につきましても、市ホームページや広報等により積極的に周知啓発を行い、広域的にも脱炭素の取組が進むよう大阪府との連携を進めてまいります。

<新規>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(回答) 市民生活部

再生可能エネルギーの導入促進にあたっての調査コスト・開発リスクに対する各種補助金につきましては、国の補助制度について市ホームページ等により周知を図るとともに、大阪府及び近隣市町村の動向を注視し、技術開発やスマートグリッドの構築等の情報も含め今後とも調査・研究してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策【11項目】

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設定が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(回答) 都市整備部

平成 24 年度に策定した松原市新バリアフリー基本構想に基づき、市内 4 駅を中心とした地区のバリアフリー化を推進しております。駅につきましては、エレベーター設置を含む駅のバリアフリー化に対し、事業者である近畿日本鉄道株式会社への支援を実施した結果、平成 26 年度に河内天美駅、令和元年度に布忍駅、令和 2 年度に高見ノ里駅のバリアフリー化が完了しました。これにより、河内松原駅を含めた市内全駅のバリアフリー化が完了しております。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

(回答) 都市整備部

駅のバリアフリー化の一環として、視覚障がい者の転落事故を防ぐため、近畿日本鉄道株式会社が行った内方線の整備に対して、費用の一部を市で負担しております。また、松原市新バリアフリー基本構想におきましては、高齢者や障がい者等が安全で安心して外出できる環境を整えるために、ハード面の整備だけではなく、助け合う意識の向上や高齢者や障がい者等への理解の促進など、ソフト面の整備が必要であるとしております。

<継続>

(3) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険カ所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険カ所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

(回答) 都市整備部・福祉部

保育中の散歩など外出時には、安全確認を徹底するとともに、保育施設周辺に危険箇所を発見した場合は、担当部署へ連絡し、事故防止に努めます。

また、関係機関とも協議を進めてまいります。

<継続>

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

(回答) 市長公室

災害対策に係る啓発活動につきましては、令和2年5月に、「総合防災ガイドマップ」を改訂し、市内全世帯に配布するとともに、広報紙、ホームページ、SNS等を活用して防災に関する情報発信を行い、市民一人ひとりが自助・共助を意識して災害対策に取り組んでいただけるよう、周知啓発を行っております。また、災害時においては、防災行政無線に加え、市のホームページや、SNS、安全安心メール、防災アプリ等の情報発信ツールの活用や、青色防犯パトロール車両による広報活動により、一人でも多くの方に迅速かつ正確に情報伝達が行えるよう努めております。

災害時の医療体制につきましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会と、災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、災害時の医療救護活動が円滑に実施できるよう体制の整備に努めております。

避難行動要支援者名簿につきましては、毎年更新を図っており、市総合防災訓練等において安否確認や避難所までの避難訓練などを実施しております。

地域防災計画につきましては、新型コロナウイルスを含む感染症対策に関連する項目を追加するなど改訂を行うとともに、災害時に避難所となる小中学校において、感染症にも対応したゾーニングや避難所運営マニュアルを作成し、地域が主体となって避難所運営ができるよう、避難所運営ネットワークの構築に取り組んでいるところです。

<継続>

(5)地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

(回答) 市長公室

地震等の災害発生時において、避難所開設や災害応急対策業務等が迅速に実施することができるよう、防災プラネットを組織するとともに、地域との協働により体制整備に努めております。また、市の職員については、地域防災計画及び業務継続計画により、業務の中から非常時優先業務等を選定し、迅速かつ適切に本市業務にあたるよう定めております。

災害対策の強化については、地域が主体となって避難所運営ができるよう、避難所運営ネットワークの構築や、防災士資格取得費用の全額補助による地域防災の担い手の養成、自主防災組織の活動に対する補助金の交付等により地域防災力の向上を図るとともに、広報紙、ホームページ、SNS等を活用して防災に関する情報発信を行い、市民の更なる防災意識の醸成に努めております。また、地域防災計画において、ボランティアや防災関係機関等からの支援体制の構築や、災害協定締結事業所や災害時サポート事業所といった市内企業等との連携により、防災体制の整備に努めております。

<継続>

(6)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

(回答) 市長公室・上下水道部)

雨水対策については、雨水管及び雨水取込施設の整備を一層進め、浸水不安の解消に努めてまいります。

本市市内を流れております各河川の堤防等につきましては、大和川河川事務所や富田林土木事務所と連携し、定期的に危険箇所等の巡視を行っております。また、令和2年5月に「総合防災ガイドマップ」を改訂し、市内全世帯へ配布するとともに、広報紙、ホームページ、SNS等を活用した周知啓発を行い、市民の防災意識の向上に努めております。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

(回答) 市長公室

特に台風等による風水害につきましては、事前に予測できるため、風雨が強まった中での危険な避難を避け、明るい時間帯に避難することができるよう、早期に避難所を開設する体制をとっており、周知啓発を行っております。

また、感染症にも対応した避難所運営を図ることができるよう、間仕切りや簡易ベッド、アルコール消毒液、ハンドソープ等の整備を計画的に進めるとともに、避難所となる小中学校において、感染症にも対応したゾーニングや運営マニュアルの作成に取り組んでおり、地域と協働で避難所を運営することができるよう避難所運営ネットワークの構築に取り組んでおります。

<新規>

(7)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧

を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市町村が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

(回答) 都市整備部

自然災害による鉄道被災が生じた際には、鉄道の早期復旧にむけて事業者や地権者との連携が図れるよう努めてまいります。

<継続>

(8) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答) 市民協働部・都市整備部

公共交通の安全安心な利用に向けた啓発活動の強化等の対策が講じられるよう、公共交通事業者とともに取り組んでまいります。

また、本市では警察や防犯協議会、事業場防犯協会、自治会等と協働で犯罪の防止に向けた啓発活動を行うとともに、広報紙やホームページに防犯対策の情報を掲載し周知啓発に努めております。今後も、警察や関係機関と連携し犯罪の防止に向けた啓発活動を推進してまいります。

<継続>

(9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

(回答) 都市整備部

現在、公共施設循環バス「ぐるりん号」を運行しており、市内の公共施設や駅・病院等を循環することで、市民の社会参加の促進と福祉の充実に寄与しております。今後につきましても、公共施設の利用状況等を踏まえ、適切な運行となるよう努めていきます。

なお、本市は、大阪府が主体となって実施する「大阪スマートシティパートナーズフォ

ーラム」による「AIオンデマンド交通導入に関するワーキンググループ」に参加しております。

<継続>

(10)持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

(回答) 上下水道部

持続可能な水道事業の実現に向けて、技術や経験の継承のため、職員の人材育成を行い、引き続きコンパクトで効率的な組織運営に努めてまいります。

また、民間委託の活用の拡大や広域連携及び近隣市町村との水平連携も視野に入れた業務の効率化について、住民サービスの水準の維持と事業への信頼性の確保を行いながら進めてまいります。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策【13項目】

(1)感染拡大防止に向けた対策強化について (★)

<継続>

①医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

(回答) 健康部

マスクや消毒液等の物資の確保につきましては、現在も関係部署と連携して整備しております。発熱のある方の診療につきましては、市医師会において病診連携の体制がとられているところです。適切な治療の確保について、引き続き、府、市医師会と連携してとりくんでまいります。

<継続>

②感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とす

る特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

(回答) 健康部

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設への感染者受け入れ体制の強化につきましては、大阪府が実施する取組であると認識しており、今後におきましても、国・府の対応を注視してまいります。

<継続>

③PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

(回答) 健康部

市では、松原市PCR検査センターを開設し、保健所と連携をとりながら、PCR検査を実施しております。今後も引き続き、府や保健所と協力しながら体制整備に努めてまいります。

今後、国の対応について注視しながら、必要な対策を検討してまいります。

<新規>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っている。さらに、公共交通機関（電車・バス・タクシー）は抗ウイルス・抗菌施工等を実施している。このような感染防止対策に係わる費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

(回答) 市民生活部・都市整備部

令和3年度において、松原市臨時がんばる飲食店感染症予防対策補助金として、飲食店を対象に新型コロナウイルス感染症の予防対策を目的とする物品の購入費用を補助しました。また、中小企業等に対する相談窓口につきましても、松原商工会議所等の関係機関と連携し、強化を図れるよう努めてまいります。

加えて、公共交通事業者が実施している感染防止対策に要する費用について、大阪府路線バス・タクシー感染症対策強化支援事業による支援を円滑に受けられるよう、必要に応じて事業者と連携し取り組んでまいります。

<新規>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

(回答) 健康部

府や保健所と連携をとりながら府民への呼びかけとしての要請内容について、市ホームページや公式LINE、同報無線、ポスター・チラシ等で継続して感染防止対策を行うことの周知・啓発に努めております。

<新規>

⑥ワクチン接種体制の強化について①

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

(回答) 健康部

府や国に対して、ワクチンの必要量の希望数など実情に応じて供給してもらえる様、要望しています。

副反応情報などについても、ホームページ等で予防接種健康被害救済制度の周知を行っています。それぞれの副反応に対する相談も個別でおこなっており、必要な方への書類の提供なども併せておこなっています。

<新規>

⑦ワクチン接種体制の強化について②

ワクチンの異物混入及び保管状態により接種できないといったケースや3・4回接種した人もいるとのことだが、ワクチンの受入れ及び保管体制や、接種管理状況について各市町村の防止対策はどうなっているのか。また、ワクチン接種が重症化リスクの低減に効果が認められていることから、国は今後出現しうる変異株への懸念などを考慮して「ブースター接種」を了承し、まず、医療従事者や高齢者に接種を開始するとしている。各市町村は「ブースター接種」に対する考え方及び対応をどう考えているのか。

(回答) 健康部

ワクチンの取扱いについては、使用に誤りのない様、複数人でチェックする等万全の管理体制に努めており、現在までに重大なミスは、発生しておりません。「ブースター接種」については、接種対象となるすべての方を当初の2回接種完了日から6か月に前倒し、3回目接種を推進しております。

<新規>

⑧保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所（保健センター）に求められる役割は多岐に渡り、職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。

（回答）健康部

本市は、大阪府藤井寺保健所の管轄であり、保健所の業務がひっ迫していることから、本市から職員を派遣し、その業務を支援しているところです。

<継続>

⑨感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

（回答）健康部・市民協働部

市では警察や防犯協議会、事業場防犯協会、自治会等と協働で犯罪の防止に向けた啓発活動を行っております。また、広報紙やホームページに防犯対策の情報を掲載し周知啓発に努めております。今後も、警察や関係機関と連携し犯罪の防止に向けた啓発活動を推進してまいります。

市ホームページや公式LINE、ポスター、チラシ等で感染者への誹謗中傷や差別的扱いが絶対に許されないものであることの周知・啓発活動を進めてまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について (★)

<新規>

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

(回答) 市民生活部

雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金につきましては国の支援制度であるため、本市においても当該助成金・補助金の情報提供に努め周知を図ってまいります。また、国や府等の財源動向も注視しつつ、国への要望を含め検討してまいります。

<新規>

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

(回答) 市民生活部

雇用調整助成金、営業時間短縮等協力金や休業支援金等につきましては国や府の支援制度であるため、本市においても当該助成金・補助金の情報提供に努め、認知度を高めるため周知を図ってまいります。また、支給の迅速化へ向け国や府とも協力してまいります。

<新規>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

(回答) 福祉部

本市においては生活困窮者自立支援相談機関を市内3か所に設置し、「ひとり親」家庭を含めた生活困窮者に対する相談・支援に取り組んでおります。また支援金の拡充については、今後の国の動向を注視していきます。住居確保給付金事業については、対象者への支給を速やかに実施し、複合化した相談内容については他機関とも連携しながら支援をすすめるとともに、各制度に利用を妨げることをないように手続きの簡素についても努めてまいります。

<新規>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

(回答) 市民生活部

令和3年度において、雇用情勢が悪化している状況において、事業者が積極的に労働者の雇用を図れるよう、アフターコロナに向け積極的な事業展開を行う事業者を支援する松原市中小企業求人情報発信支援金事業や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民を雇用する事業者を支援する松原市臨時雇用促進支援金事業を実施したことに加え、プレミアム商品券事業を実施し、市内事業者の販売促進の支援を行いました。

令和4年度におきましても、プレミアム商品券事業を実施するとともに、電子マネー型商品券を発行することで、市内事業者の販売促進の支援に加え、キャッシュレス対応促進も図ってまいります。